

奈良県公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月二日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第二十二号

奈良県公共事業評価監視委員会規則の一部を改正する規則

奈良県公共事業評価監視委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「県土マネジメント部技術管理課」を「県土マネジメント部企画管理室」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。